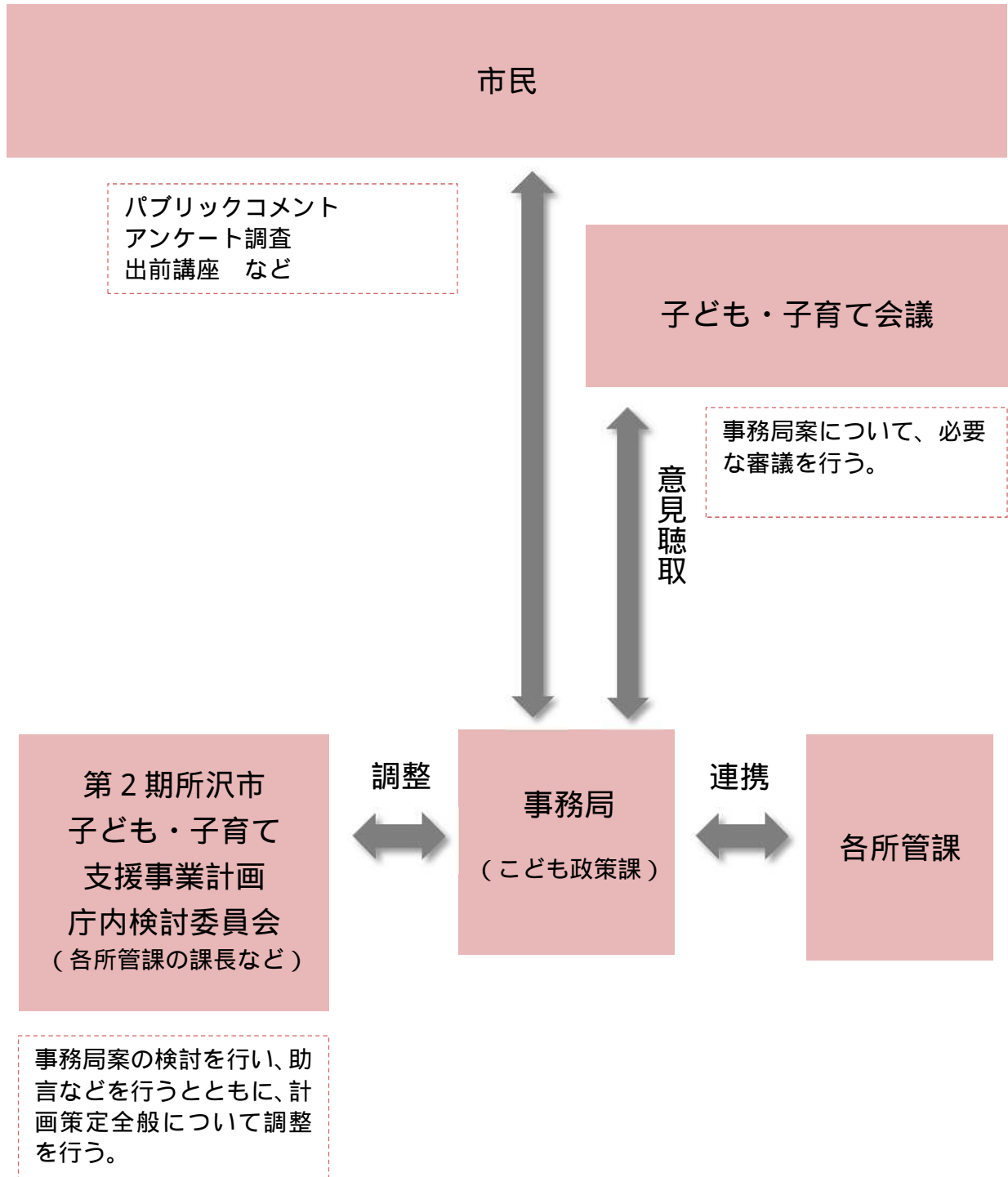


資料編

資料編

1 策定体制

第2期計画の策定体制



2 策定経過

年月日		会議名、主な検討・報告内容など
平成30年度	5月29日	第1回子ども・子育て会議 ・各事業の進捗状況 ・教育・保育施設等の利用定員等 ・アンケート調査の概要
	10月16日	第2回子ども・子育て会議 ・教育・保育施設等の利用定員等 ・アンケート調査票案
	11月9日 ~12月28日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査（郵送配布・回収） ・就学前児童2,500人、小学生1,500人
	2月5日	第3回子ども・子育て会議 ・第1期計画平成30年度見直し案 ・アンケート調査結果速報 ・第2期計画策定方針案 など
令和元年度	5月13日	第1回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・子ども・子育て支援事業計画の概要 ・庁内検討委員会の役割 ・第2期計画全体構成・骨子案
	5月28日	第1回子ども・子育て会議 ・各事業の進捗状況 ・教育・保育施設等の利用定員等 ・第2期計画全体構成・骨子案
	7月5日	第2回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・教育・保育の量の見込みと確保の内容
	7月31日	第2回子ども・子育て会議 ・教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」 ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」
	8月22日	第3回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・第2期計画 第3章 ・第2期計画イメージ案
	8月26日	第3回子ども・子育て会議 ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」 ・第2期計画素々案
	10月11日	第4回第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会 ・第2期計画素案
	10月29日	第4回子ども・子育て会議 ・第2期計画素案
	11月30日 ~12月20日	パブリックコメント ・市ホームページへの掲載、市役所窓口での閲覧・配布
	2月3日	第5回子ども・子育て会議 ・第2期計画最終案

3 所沢市子ども・子育て会議 委員名簿

任期：平成29年9月1日～令和元年8月31日

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属
1	豊泉 尚美	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
2	市川 奈緒子	学校法人 白梅学園 白梅学園大学
3	西川 達男 (前任) 遠藤 和幸 (後任) 令和元年5月1日から	埼玉県所沢児童相談所
4	横須賀 邦子	所沢市立小中学校校長会
5	三上 明男	所沢市民生委員・児童委員連合会
6	粕谷 治彦 (前々任) 上野 勝久 (前任) 平成30年7月1日から 星野 貴志 (後任) 令和元年7月1日から	所沢市PTA連合会
7	小沢 貞泰	所沢市放課後児童対策協議会
8	藤澤 拓也	所沢市私立幼稚園協会
9	喜多濃 定人 (前任) 川口 貴史 (後任) 令和元年5月15日から	埼玉県保育協議会
10	藪田 公斗	地域型保育事業運営団体
11	小松 君恵	地域子育て支援拠点事業運営団体
12	水野 良司	放課後児童健全育成事業運営団体
13	森田 純子	所沢商工会議所
14	渡辺 良雄	所沢地区労働組合協議会
15	當眞 昭子	子ども・子育て支援関係者
16	渡邊 雄太	市民公募
17	大橋 ちづる	市民公募
18	島田 桂子	市民公募
19	中村 好恵	市民公募
20	関 順子	市民公募

任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属
1	秋山 展子	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
2	宮田 まり子	学校法人 白梅学園 白梅学園大学
3	遠藤 和幸	埼玉県所沢児童相談所
4	横須賀 邦子	所沢市立小中学校校長会
5	三上 明男 (前任) 佐々木 弘子 (後任) 令和2年1月15日から	所沢市民生委員・児童委員連合会
6	小沢 貞泰	所沢市放課後児童対策協議会
7	渡辺 由美子	所沢市私立幼稚園協会
8	川口 貴史	埼玉県保育協議会
9	藺田 公斗	地域型保育事業運営団体
10	小松 君恵	地域子育て支援拠点事業運営団体
11	水野 良司	放課後児童健全育成事業運営団体
12	森田 純子	所沢商工会議所
13	渡辺 良雄	所沢地区労働組合協議会
14	秋葉 文子	子ども・子育て支援関係者
15	田口 眞弓	子ども・子育て支援関係者
16	大庭 久美波	市民公募
17	若松 冬美	市民公募
18	石橋 恵 (前任) 鈴木 千穂 (後任) 令和元年12月1日から	市民公募
19	菅沼 佳久	市民公募
20	城戸 妙子	市民公募

職名	所属・職名	氏名
委員長	こども未来部次長	町田 真治
委員	こども政策課長	瀧澤 恵
委員	こども支援担当参事	市来 広美
委員	こども福祉課長	小川 和彦
委員	青少年課長	森田 茂明
委員	保育幼稚園課長	小山 貴之
委員	保育幼稚園課主幹	新井 恵美子
委員	健康づくり支援課長	野上 進
委員	健康づくり支援課主幹	松本 加代子
委員	教育総務課長	安田 幸雄
委員	学校教育部次長	戸村 達男
委員	生活福祉担当参事	荻野 亨

5 所沢市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子

ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 4 3 年条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 市民医療センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	”	7 , 9 0 0 円
-------------	---	-------------

6 子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日法律第65号）

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 子ども・子育て支援給付

第1節 通則（第8条）

第2節 子どものための現金給付（第9条・第10条）

第3節 子どものための教育・保育給付

第1款 通則（第11条—第18条）

第2款 教育・保育給付認定等（第19条—第26条）

第3款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第27条—第30条）

第4節 子育てのための施設等利用給付

第1款 通則（第30条の2・第30条の3）

第2款 施設等利用給付認定等（第30条の4—第30条の10）

第3款 施設等利用費の支給（第30条の11）

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1款 特定教育・保育施設（第31条—第42条）

第2款 特定地域型保育事業者（第43条—第54条）

第3款 業務管理体制の整備等（第55条—第57条）

第4款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第58条）

第2節 特定子ども・子育て支援施設等（第58条の2—第58条の12）

第4章 地域子ども・子育て支援事業（第59条）

第4章の2 仕事・子育て両立支援事業（第59条の2）

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第60条—第64条）

第6章 費用等（第65条—第71条）

第7章 子ども・子育て会議等（第72条—第77条）

第8章 雑則（第78条—第82条）

第9章 罰則（第83条—第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することがで

きる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(2) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(3) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

(1) 認定こども園(保育所等(認定こども園法第2条第5項に規定する保育所等をいう。第5号において同じ。))であるもの及び第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第30条の11第1項第1号、第58条の4第1項第11号、第58条の10第1項第2号、第59条第3号口及び第6章において同じ。)

(2) 幼稚園(第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第30条の11第1項第2号、第3章第2節(第58条の9第6項第3号口を除く。))第59条第3号口及び第6章において同じ。)

(3) 特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第

2 項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

- (4) 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第 3 条第 1 項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- (5) 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- (6) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
- (7) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 3 項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- (8) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 4 項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第 1 号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第 60 条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- (2) 次条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第 62 条第 1 項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

- (3) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (市町村子ども・子育て支援事業計画)
- 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - (2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

- 第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村と

の連携に関する事項

- (4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - (5) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - (6) 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - (2) 教育・保育情報の公表に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第 108 条第 1 項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 4 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

- 第 63 条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

- 第 64 条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第 7 章 子ども・子育て会議等

(設置)

- 第 72 条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

- 第 73 条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理する

ほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第75条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第76条 第72条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進

に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第2条第4項、第12条(第31条の規定による第27条第1項の確認の手續(第77条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。)の意見を聴く部分に限る。)、第43条の規定による第29条第1項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(第77条第4項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。)の意見を聴く部分に限る。))に係る部分を除く。))及び第13条の規定 公布の日

- (2) 第7章の規定並びに附則第4条、第11条及び第12条(第31条の規定による第27条第1項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第43条の規定による第29条第1項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))、第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第62条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定 平成25年4月1日

- (3) 附則第10条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日

- (4) 附則第7条ただし書及び附則第8条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前の政令で定める日

(検討等)

第2条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、この法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前3項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第2条の2 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第4条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

7 次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成15年7月16日法律第120号）

最終改正：平成29年3月31日法律第14号

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条—第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条—第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- (3) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - (3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

8 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）

（昭和39年7月1日法律第129号）

最終改正：平成28年6月3日法律第63号

（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）
第10条の2 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画

～ ところっこ すくすく サポートプラン ～

令和2年3月

所沢市 こども未来部 こども政策課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL : 04-2998-9415 FAX : 04-2998-9035

Eメール : a9415@city.tokorozawa.lg.jp

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

TOKOROZAWA

